

参 考 資 料

第 3 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和8年8月27日提出

議番号	件名
6 3	玉名市税条例の一部を改正する条例
7 8	玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例
7 9	玉名市水道事業条例の一部を改正する条例
8 0	玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
8 1	玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例

議第 6 3 号関係

玉名市税条例の一部を改正する条例

新	旧
(入湯税の課税免除) 第 1 4 2 条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。 (1)～(6) 略 <u>(7) 災害等により被害を受けた者で課税を免除することが適当であると市長が特に認めたもの</u>	(入湯税の課税免除) 第 1 4 2 条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。 (1)～(6) 略

議第78号関係

玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例

新					旧						
別表第 1 （第 1 1 条関係）					別表第 1 （第 1 1 条関係）						
区分			単位	単価	備考	区分			単位	単価	備考
使用料	係留施設（いけす設置施設を除く。）及び外郭施設	漁船、不定期客船、貨物船、砂利採取船及び工事用船舶の係留	略	5円61銭	略	係留施設（いけす設置施設を除く。）及び外郭施設	漁船、不定期客船、貨物船、砂利採取船及び工事用船舶の係留	略	5円17銭	略	
		定期客船の係留	総トン数50トン未満	略	1,452円		定期客船の係留	総トン数50トン未満	略	1,331円	
			総トン数50トン以上100トン未満	略	2,200円			総トン数50トン以上100トン未満	略	2,013円	
			総トン数100トン以上	略	3,300円				総トン数100トン以上	略	3,014円
		その他の係留		略	5円61銭		略	その他の係留		略	5円17銭
	略		略	略	略	略		略	略	略	
道路の附帯用地	乗車定員11人以上又は最大積載量5トン以上の自動車	略	253円	略	道路の附帯用地	乗車定員11人以上又は最大積載量5トン以上の自動車	略	231円	略		
		略	121円	略			110円				
	漁具干場、野積場その他の用地		略	2円64銭	略	漁具干場、野積場その他の用地		略	2円42銭	略	
占用料	砕氷塔、鉄塔等の設置		略	740円	略	占用料	砕氷塔、鉄塔等の設置		略	680円	略
	広告塔又は広告板の設置		略	1,060円	略		広告塔又は広告板の設置		略	970円	略
	電柱、標識その他の柱（以下		略	740円	略		電柱、標識その他の柱（以下		略	680円	略

「電柱等」という。)の設置				
略		略	略	略
埋設管、架設管その他の管の設置	外径50センチメートル未満	略	<u>110円</u>	略
	外径50センチメートル以上	略	<u>210円</u>	
略		略	略	

備考 略

別表第2（第12条関係）

区分	種目	単位	金額	摘要
略	略	略	略	
占用料	栈橋	略	<u>90円</u>	
	建物	略	<u>175円</u>	
	軌道	略	<u>360円</u>	
	通路又は通路橋	略	<u>60円</u>	
	起重機	略	<u>65円</u>	
	農地又は採草放牧地	略	<u>10円</u>	
	物置場又は物干場	略	<u>65円</u>	
	埋設管、架設管その他の管	略	<u>85円</u>	
	外径50センチメートル未満	略		
	外径50センチメートル以上	略	<u>150円</u>	

「電柱等」という。)の設置				
略		略	略	略
埋設管、架設管その他の管の設置	外径50センチメートル未満	略	<u>100円</u>	略
	外径50センチメートル以上	略	<u>190円</u>	
略		略	略	

備考 略

別表第2（第12条関係）

区分	種目	単位	金額	摘要
略	略	略	略	
占用料	栈橋	略	<u>85円</u>	
	建物	略	<u>165円</u>	
	軌道	略	<u>340円</u>	
	通路又は通路橋	略	<u>55円</u>	
	起重機	略	<u>60円</u>	
	農地又は採草放牧地	略	<u>9円</u>	
	物置場又は物干場	略	<u>60円</u>	
	埋設管、架設管その他の管	略	<u>80円</u>	
	外径50センチメートル未満	略		
	外径50センチメートル以上	略	<u>140円</u>	

電柱その他これに類するもの(以下「電柱等」という。)		略	<u>775円</u>	略
		略	<u>465円</u>	略
広告塔又は広告板		略	<u>1,870円</u>	
鉄塔		略	<u>1,125円</u>	
係船用くい		略	<u>145円</u>	
貯木場		略	<u>65円</u>	
係船用浮標		略	<u>1,390円</u>	
いかだ又はいけす		略	<u>100円</u>	
漁業用工作物		略	<u>100円</u>	
その他	工 作 物 を 伴 う もの	略	<u>175円</u>	
	工 作 物 を 伴 わ ない も の	略	<u>95円</u>	

備考 略

電柱その他これに類するもの(以下「電柱等」という。)		略	<u>735円</u>	略
		略	<u>440円</u>	略
広告塔又は広告板		略	<u>1,770円</u>	
鉄塔		略	<u>1,065円</u>	
係船用くい		略	<u>135円</u>	
貯木場		略	<u>60円</u>	
係船用浮標		略	<u>1,315円</u>	
いかだ又はいけす		略	<u>95円</u>	
漁業用工作物		略	<u>95円</u>	
その他	工 作 物 を 伴 う もの	略	<u>165円</u>	
	工 作 物 を 伴 わ ない も の	略	<u>90円</u>	

備考 略

議第79号関係

玉名市水道事業条例の一部を改正する条例

新	旧																													
(料金) 第24条 料金の額は、別表に定めるところにより算出した基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (特別な場合における料金の算定) 第28条 一般用の水道の使用について、水道の使用を開始し、又は中止したときの基本料金は、一の定例日から次の定例日の前日までの間（以下「定例日間」という。）の日数が15日以内である場合に限り、第24条の規定にかかわらず、同条で定める基本料金の額に2分の1を乗じて得た額とする。 2 定例日間において、その用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。 別表（第24条関係） <table><tr><th>用途</th><th>メーター口径</th><th>基本料金</th><th>従量料金</th></tr><tr><td rowspan="2">一般用</td><td>13ミリメートル</td><td>1,070円</td><td>使用水量が8立方メートルまでの部分は、1立方メートルにつき30円</td></tr><tr><td>20ミリメートル</td><td>1,120円</td><td>使用水量が8立方メートル</td></tr></table>	用途	メーター口径	基本料金	従量料金	一般用	13ミリメートル	1,070円	使用水量が8立方メートルまでの部分は、1立方メートルにつき30円	20ミリメートル	1,120円	使用水量が8立方メートル	(料金) 第24条 料金の額は、別表に定める_____基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (特別な場合における料金の算定) 第28条 月の中途において水道_____の使用を開始し、又は中止したときの料金_____は、次のとおり_____とする。 (1) 給水量が基本水量の2分の1に満たないときは、基本料金の2分の1とする。 (2) 給水量が基本水量の2分の1以上のときは、1月とみなして算定する。 2 月の中途において、その用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。 別表（第24条関係） <table><tr><th colspan="3">用途別・基本水量</th><th>一般用（8立方メートルまで）</th><th>一時用（1立方メートルにつき）</th></tr><tr><th colspan="3">料金区分</th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">基本料金（1</td><td>メー</td><td>13ミリメートル</td><td>885円</td><td rowspan="2">285円</td></tr><tr><td>ター</td><td>20ミリメートル</td><td>923円</td></tr></table>	用途別・基本水量			一般用（8立方メートルまで）	一時用（1立方メートルにつき）	料金区分					基本料金（1	メー	13ミリメートル	885円	285円	ター	20ミリメートル	923円
用途	メーター口径	基本料金	従量料金																											
一般用	13ミリメートル	1,070円	使用水量が8立方メートルまでの部分は、1立方メートルにつき30円																											
	20ミリメートル	1,120円	使用水量が8立方メートル																											
用途別・基本水量			一般用（8立方メートルまで）	一時用（1立方メートルにつき）																										
料金区分																														
基本料金（1	メー	13ミリメートル	885円	285円																										
	ター	20ミリメートル	923円																											

<u>25ミリメートル</u>	<u>1,130円</u>	<u>ルを超える部分は、1立方メートルにつき170円</u>
<u>30ミリメートル</u>	<u>1,210円</u>	
<u>40ミリメートル</u>	<u>1,390円</u>	
<u>50ミリメートル</u>	<u>2,740円</u>	
<u>75ミリメートル</u>	<u>3,080円</u>	
<u>100ミリメートル</u>	<u>3,610円</u>	
<u>一時用</u>		<u>1立方メートルにつき380円</u>

備考

- 1 専用給水装置の料金は、用途の区分に応じ算定する。
- 2 共用給水装置の料金は、一般用の区分を適用し算定する。

<u>月につき)</u>	<u>口径</u>	<u>25ミリメートル</u>	<u>933円</u>
		<u>30ミリメートル</u>	<u>1,009円</u>
		<u>40ミリメートル</u>	<u>1,152円</u>
		<u>50ミリメートル</u>	<u>2,276円</u>
		<u>75ミリメートル</u>	<u>2,561円</u>
		<u>100ミリメートル</u>	<u>3,009円</u>
<u>超過料金(基本水量を超える水量1立方メートルにつき)</u>			<u>123円</u>

備考

- 1 専用給水装置の料金は、用途の区分に応じ算定する。
- 2 共用給水装置の料金は、一般用の区分を適用し算定する。

議第 8 0 号関係

玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

新	旧
(使用料の算定方法) 第 1 6 条 略 2 略 3 月の途中で施設(計測装置を設置する事業所等を除く。)の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、次のとおりとする。 (1) 使用日数が <u>1 5 日以下</u> の場合は、使用料の 2 分の 1 (その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。 (2) 使用日数が <u>1 6 日以上</u> の場合は、1 月とみなして算定する。 4 ～ 6 略	(使用料の算定方法) 第 1 6 条 略 2 略 3 月の途中で施設(計測装置を設置する事業所等を除く。)の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、次のとおりとする。 (1) 使用日数が <u>1 4 日以下</u> の場合は、使用料の 2 分の 1 (その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。 (2) 使用日数が <u>1 5 日以上</u> の場合は、1 月とみなして算定する。 4 ～ 6 略

議第 8 1 号関係

玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例

新	旧
(使用料の算定方法) 第 7 条 略 2 略 3 月の中途において浄化槽の使用を休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、次のとおりとする。 (1) 使用日数が<u>1 5 日以下</u>の場合は、使用料の 2 分の 1 (その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。 (2) 使用日数が<u>1 6 日以上</u>の場合は、1 月とみなして算定する。 4 ～ 6 略	(使用料の算定方法) 第 7 条 略 2 略 3 月の中途において浄化槽の使用を休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、次のとおりとする。 (1) 使用日数が<u>1 4 日以下</u>の場合は、使用料の 2 分の 1 (その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。 (2) 使用日数が<u>1 5 日以上</u>の場合は、1 月とみなして算定する。 4 ～ 6 略